

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽曳野市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な処置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

羽曳野市長

公表日

令和4年9月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の認定及び支給に関する事務を行う。
③システムの名称	1. 児童手当・児童扶養手当システム、2. 団体内統合宛名システム、3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条（利用範囲）第1項 別表第一の37の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）別表第一省令 第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条（利用範囲）第8号 別表第二の第13、16、26、30、47、64、65、87、106、116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）別表第二省令 第10条の3、12、19、26条の2、35、36、44、53条、59条の2 （情報照会） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条（利用範囲）第8号 別表第二の第57項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）別表第二省令 第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こどもえがお部子育て給付課
②所属長の役職名	子育て給付課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒583-8585 大阪府羽曳野市萱田4丁目1番1号 羽曳野市総務部総務課 072-958-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒583-8585 大阪府羽曳野市萱田4丁目1番1号 羽曳野市こどもえがお部子育て給付課 072-958-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月16日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月16日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月28日	評価実施機関における担当部署	松本 晃尚	粕谷 美光	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成28年10月29日	しきい値判断項目の1.対象人数(いつ時点の計算か)	平成27年12月1日時点	平成28年9月26日時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成28年10月30日	しきい値判断項目の2.取扱者数(いつ時点の計算か)	平成27年12月1日時点	平成28年9月26日時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成29年10月20日	評価実施機関における担当部署	粕谷 美光	森井 克則	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成29年10月20日	しきい値判断項目の1.対象人数(いつ時点の計算か)	平成28年9月26日時点	平成29年9月22日時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成29年10月20日	しきい値判断項目の2.取扱者数(いつ時点の計算か)	平成28年9月26日時点	平成29年9月22日時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	しきい値判断項目の1.対象人数(いつ時点の計算か)	平成29年9月22日時点	平成31年1月8日時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	しきい値判断項目の2.取扱者数(いつ時点の計算か)	平成29年9月22日時点	平成31年1月8日時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
令和1年10月23日	しきい値判断項目の1.対象人数(いつ時点の計算か)	平成31年1月8日時点	令和1年9月12日時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
令和1年10月23日	しきい値判断項目の2.取扱者数(いつ時点の計算か)	平成31年1月8日時点	令和1年9月12日時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	関連情報の4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第13、16、26、30、47、64、65、87、106、116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令第12、19、35、36、44条 (情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第57項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令第31条	(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第13、16、26、30、47、64、65、87、106、116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令第10条の3、12、19、26条の2、35、36、44、53条、59条の2 (情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第57項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令第31条	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
令和2年9月30日	しきい値判断項目の1.対象人数(いつ時点の計算か)	令和1年9月12日時点	令和2年9月2日時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
令和2年9月30日	しきい値判断項目の2.取扱者数(いつ時点の計算か)	令和1年9月12日時点	令和2年9月2日時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
令和3年9月1日	関連情報の4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第13、16、26、30、47、64、65、87、106、116項 (情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第57項	(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第8号 別表第二の第13、16、26、30、47、64、65、87、106、116項 (情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第8号 別表第二の第57項	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
令和3年9月1日	関連情報の5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市長公室こども未来室こども課	市長公室こども未来室家庭支援課	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	関連情報の5. 評価実施機関 における担当部署 ②所属長の役職名	こども課長	家庭支援課長	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
令和3年9月1日	特定個人情報ファイルの取り 扱いに関する問い合わせ	羽曳野市市長公室こども未来室こども課	羽曳野市市長公室こども未来室家庭支援課	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
令和3年9月1日	しきい値判断項目の1.対象人 数(いつ時点の計算か)	令和2年9月2日時点	令和3年8月6日時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
令和3年9月1日	しきい値判断項目の2.取扱者 数(いつ時点の計算か)	令和2年9月2日時点	令和3年8月6日時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
令和4年9月9日	関連情報の5. 評価実施機関 における担当部署 ①部署	市長公室こども未来室家庭支援課	こどもえがお部子育て給付課	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
令和4年9月9日	関連情報の5. 評価実施機関 における担当部署 ②所属長の役職名	家庭支援課長	子育て給付課長	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
令和4年9月9日	特定個人情報ファイルの取り 扱いに関する問い合わせ	羽曳野市市長公室こども未来室家庭支援課	羽曳野市こどもえがお部子育て給付課	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
令和4年9月9日	しきい値判断項目の1.対象人 数(いつ時点の計算か)	令和3年8月6日時点	令和4年8月24日時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
令和4年9月9日	しきい値判断項目の2.取扱者 数(いつ時点の計算か)	令和3年8月6日時点	令和4年8月24日時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため